

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成30年6月19日（火曜日）

経済建設委員会

日時 平成30年6月19日（火曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業振興部、建設部、上下水道部

第73号議案 「質疑・討論・採決」

第74号議案 「質疑・討論・採決」

第75号議案 「質疑・討論・採決」

第76号議案 「質疑・討論・採決」

第77号議案 「質疑・討論・採決」

2 (1) 「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書 (新城市議会) (案) の提出について 「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 柴田賢治郎 副委員長 長田共永

委員 澤田恵子 山口洋一 下江洋行 丸山隆弘（議長）

欠席委員 なし

説明のため出席した者

産業振興部、建設部、上下水道部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 浅賀邦久

開 会 午前9時00分

○柴田賢治郎委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、6月15日の本会議において、本委員会に付託されました第73号議案から第77号議案までの5議案について、審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第73号議案 新城市宿泊施設整備奨励条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第73号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第73号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案 新城市観光基本計画策定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 ただいま議題となっております第74号議案であります。まず委員会の開催の数、それから、これは直接議案とはあれなんですが、第2次に向けて重点として審議すべき事項について、わかる範囲で結構ありますのでお答えをいただきたいと思います。

○柴田賢治郎委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 策定委員の数ではありますが、10人以内ということで考えております。内容につきましては、学識経験を有する者、各種団体を代表する者、観光産業に従事する者ということで、10人以内を想定しております。

委員会の回数は、策定委員会を設けまして、まず今年度につきましては、秋ごろ委員会設置を予定しております。それから、ワークショップ等を開催、データを収集しということで、回数としましては、本年度につきましては3回程度を予定しております。

2次につきましては重点ということですが、第1次が10年前で、だいぶ10年前と時代の変化もありますので、時代の要請、観光に対する要請・要望を含めて、策定委員の皆さんと相談しながら、またアドバイザーも入れて、重点項目を策定していきたいと思っております。これとまだテーマとかそういった重点項目につきましては、ただいま観光課のほうで検討中ですので詳しくは現在では申し上げられませんので、また次回お話ししたいと思います。

○柴田賢治郎委員長 山口委員。

○山口洋一委員 秋までかかって委員会を立ち上げるとお伺いしました。こういった観光事業をとにかくこの地域がどうするんだ、どのようにあるべきなのかということですので、特にアクションプランということで10年先を見据える中で、ほんとに秋までおいといてもいいのか。もう秋が過ぎればすぐに12月、1月、2月、3月とあっという間に1年が過ぎてしまうということですので、もう少し早くこの審査会を発足して、今までの問題点であるとか、今後新城がやるべきこと、どういうことなのかということを進めていくほうが、せっかくの審査会でありますので、実のあるものだと思いますが、もう少し早めるということはどうでしょうか。

○柴田賢治郎委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ただいま観光基本計画アクションプランの平成28年度からの4年間の3年目ということで、あと2年ほどこのアクションプランがあるわけですが、この基本計画の策定につきましては、平成32年度からの計画でありますので、平成31年度に入りまして、また引き続き策定委員会、ワークショップ等を開きながら、最後にはパブコメ等を実施して、広く市民の意見等を聞きながらやってまいりますので、まずことしにつきましては、データの収集等、まずコンセプトの確定とか、そこら辺のことを含めて準備してもらいたいということでもありますので、慎重にということで秋ほどを想定しております。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○柴田賢治郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 この委員の選定に当たっては、前回平成22年度から観光基本計画が施行されていると思うんですけども、前回の策定に携わったメンバーを前提に考えられているのか、その辺のお考えがありましたら伺いたと思います。

○柴田賢治郎委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 10年前の策定委員さんにつきましては、現在もアクションプランの推進委員としてお願いしている方もみえますが、大半は団体のそういった役職の方とかはやめられている方もみえますので、現在考えているのは、基本計画の推進委員を3人程度、それから新しく観光産業等に従事している方を3人程度、それから大学教授等のアドバイザーを入れて6、7名ぐらいでと考えております。

これは、あくまでもまだ私の案ですので、決定ではありませんのでお願いします。

○柴田賢治郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 今のお答えを聞いた上で、この第4条のところにあります委嘱する方それぞれ(1)から(4)までありますけれど

ども、この中で市内の云々、各種団体を代表する者、それから市内での観光産業に従事する者とありますけれども、外からの視点を取り入れるために、例えば市外の観光産業に従事している人であるとか、やはりどうしてもこの中だけで考えず外からの支援というのがポイントになると思いますので、そうした観点で選定していく考えはありますでしょうか。

○柴田賢治郎委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 市内の推進委員さんが大半だと思いますが、観光庁を含めた日本全体の広い視野を含めて、大学の教授等も想定しておりますが、そういった方には市外の先生を入れて、外から見た視点からアドバイスをいただくというふうに考えております。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第74号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案 新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

澤田委員。

○澤田恵子委員 この中で、作手の杉平住宅、

議会の質疑の中でこれが出たんですけれども、使われる方が余りないということと、廃止の方向でということでありますと、今後の、例えば壊すにしてもいつごろになるかの協議を、どんな形で、どの程度の期間でやるかというのを知りたいと思います。

○柴田賢治郎委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今後のスケジュールですが、これで用途廃止が可決されれば、地元の杉平区へ、地域としてこの施設を利用可能かどうかというところを話しに行く予定です。

地元でも利用希望がなければ、その後市の財産処分ということで、今年度中には処分ができればと思っております。

○柴田賢治郎委員長 澤田委員。

○澤田恵子委員 今回、今年度中ということで、早い対処をされる場所ですけれども、新城市内にはそれ以外にも結構あるものですから、そういうのを減らして早くやっていただけかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

〔「意見じゃだめ」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑のみでお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 今、澤田委員からお話がありましたように、解体をした場合ですが、この下の底地はどこのものなのか、土地は。

○柴田賢治郎委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 底地は市のものです。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

澤田委員。

○澤田恵子委員 今の、土地のほうは市のものだということで、やはりその後の利用なども既に検討していくことになっているのでしょうか。

○柴田賢治郎委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 市として、その土地を利用する予定はありませんので、処分を考えております。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第75号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案 新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 改めて確認させていただきたいと思います。

今回、この分担区域を広げる要因、なぜ広げるようになったかというのをまず教えてください。

○柴田賢治郎委員長 内藤整備課参事。

○内藤徳之整備課参事 今回の分担金の区域のことでよろしかったでしょうか。

○長田共永委員 はい、お願いします。

○内藤徳之整備課参事 こちらは、下水道事業を進めるに当たりまして、向こう5年から7年程度の事業計画を定めて、県知事へ協議を行い、この回答を得て、その区域を整備し

ていくということでございまして、事業計画というのは実施計画でございます。

この実施計画を定めた単位ごとに分担金の区域を検討、設定しております。

○柴田賢治郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 区域によっては、これやるだ、やらんだという話になって、新しく新築された方もお見えになると思うんですよ、この地域に住みながら。そうした方々が接続するように、どういった今度努力をされるのかということだけ教えてください。

○柴田賢治郎委員長 内藤整備課参事。

○内藤徳之整備課参事 新築の方ということでございますが、事業期間のほうは今考えておるのが平成36年度末まででございます。その間に、新たに建築等される方が見えたら御相談をいただく。既に、建築とされておる方がおみえになりましたら、接続の意向を確認してそういった意向があれば接続ということで、取り付け管を設置していくと。また、分担金もお願いしていくということになります。

○柴田賢治郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 最後1点だけ、期間中の、要は合併浄化槽で対応していただくという形になるということだよ、そうすると。それでいいのかどうかというのは。

○柴田賢治郎委員長 内藤整備課参事。

○内藤徳之整備課参事 整備が完了して供用開始するまでは、現状の配水処理をしていただくということになります。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありますか。

山口委員。

○山口洋一委員 面積が540というふうに、約87ヘクタールというわけですが、使用人口が980人、恐らく区域が拡大しても、今まで5人、6人おみえになった家族が減ることだというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○柴田賢治郎委員長 内藤整備課参事。

○内藤徳之整備課参事 条例での全体計画人口でございますが、これは水洗化人口と申しまして、事業計画の周期に実際に接続をされている方という人口をこちらのほうに掲載しております。

計画区域面積のほうは増加いたしますので、新たに計画区域に取り組む区域内の人口分は、もちろん増加をするわけなんですけど、先ほどおっしゃられたと思いますが、これは計画全体の一部でございまして、計画の全体区域と区域内の人口のほとんどが既に整備を完了して下水道を使われておるという区域になっております。

この整備を完了している区域の人口の減少が全体として大きく、新たな事業計画により取り組む区域の整備、接続人口を加えても、計画全体としますと条例の全体計画は減少するということになりました。

人口減少の傾向につきましては、特に中心市街地を含む中部地区において顕著でありまして、世帯数こそ減少しておりませんが世帯当たり人員の減少ということが進行しておりまして、計画変更後の全体計画人口は減少するというようなことに影響をしております。

また、全体計画人口につきましては、先ほど申しましたとおり、事業計画の周期、現在の計画ですと平成36年度末の人口を推計して算出をしておりますと、前回の事業計画の周期でございますと平成29年度末での推計人口とは7年間の期間があるということで、この期間において新都市の行政人口は、人口ビジョンの推計ですと3千人以上の減少が想定されておりますので、この状況からも事業規模、全体計画人口が減少するということは区域が広がってもこういったことになるという状況でございます。

○柴田賢治郎委員長 山口委員。

○山口洋一委員 そうしますと、人口が減るということは必然的に公共下水の基本料金に、

設備投資の関係で、企業会計ですので、できると思うんですが、その辺は企業努力をしていく中で吸収していくのか、あんまりこんなこと公にはいけません、将来的には上げることも考えていかないとけないということなんですか。

○柴田賢治郎委員長 内藤整備課参事。

○内藤徳之整備課参事 人口減少というのは、間違いなく進行していく状況かと思えます。

この中で、今後の整備につきましては、事業計画区域を、先ほど申しましたとおり5年から7年のスパンで計画を見直していくところなんです、その事業計画の上位の計画でございます基本計画の区域、こちらのほうが今後の見通しでいくと、人口減少という中でこれ以上広げていくというのはないなと感じております。

それに基づいて行う事業計画については、大きくそういった状況から広げていくということはないと考えております。

また、それと実際に使用料というお話ですが、人口が減っていくということで、そういったことも懸念される中で、接続率が実は100%には達していないということもありますので、そういったほかに早期の接続を促すということもしていきたいと思っておりますし、経営のほう、経営課と一体となりましてそのあたりを見据えて、使用料の改定ということも視野に入れて事業を進めていきたいと思っております。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第76号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案 新城市公共下水道事業分担金に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第77号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第77号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午前9時21分

再開 午後9時24分

○柴田賢治郎委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ここで、委員長から、「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書（案）について委員の皆様にお諮りしたいと思います。

平成30年度をもって終了する愛知県の「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続は、本市にとって非常に重要な案件であります。

よって、皆様に御賛同いただければ、今6月定例会に意見書を提出すべく議会運営委員会に提案したいと思います。

では、皆様からの意見を求めたいと思います。

自由討議をお願いします。

○長田共永委員 これは、前回の議論を踏まえて訂正をしていただいたということで、委員長、よろしいですよ。

○柴田賢治郎委員長 はい。

○長田共永委員 それなら全く問題ありません。

○柴田賢治郎委員長 峰野県議も言われたことを含めて、その都度その都度直してまいりました。

○下江洋行委員 この意見書案で問題ないと思います、私は。

○長田共永委員 前回やったもんね。

○柴田賢治郎委員長 澤田委員。

○澤田恵子委員 私、よくこれわからないんですけども、木の伐採なんかに補助金というか、そういった形で出るんですよ。

○柴田賢治郎委員長 そうですね。

○澤田恵子委員 それが何か地域とか決まりがある、地域性によってそれは。

○柴田賢治郎委員長 今まで、その財源というのをこの「あいち森と緑づくり税」っていう税金で財源にしてきたんだけど、今回その財源の継続をしておかないとその財源がなく

なっちゃうんだよね。

○澤田恵子委員 そうなんですか。

○柴田賢治郎委員長 なので、そうすると、やはり今までと同じペースで伐採とかそういうこともできなくなってしまうということなんだけど。

○澤田恵子委員 地域とか、そういったものは何か、ここがその地域、その対応できる地域とかっていう決まりはあるわけですか。

○柴田賢治郎委員長 地域というのは、まずは愛知県の中で、この税金というのは県民が払ってくれる税金なものだから、その中で面積と、均等割だったっけ。

○長田共永委員 結局ルールは、簡単な話、皆さんから税金をいただきます、そうした部分のお金を県のほうから、要は森林課と森林組合に対して補助金が出るという、新城市に対する。

○澤田恵子委員 森林組合に。

○長田共永委員 それが施行する場合があります。

○澤田恵子委員 森林組合がこれを伐採する。

○長田共永委員 事業者はそうなります。

○澤田恵子委員 ああ、そうですか。

それで、切ってもらう山を持っている人が、申請をして。

○長田共永委員 違う、そうじゃなくて、こちらが指定するわけじゃないんだけど、組合がやるんだけどね。そのお金がなくなっちゃう、道路をつくるとか、何ヘクタールだったかな、私のこの間の報告に書いたと思うんだけど。詳しい数量は、今ぱっと浮かばんけど。

○澤田恵子委員 もう決まっていて、この地域を伐採していくというものは、もう新城市としては決まっている。

○長田共永委員 新城市として決まっているか、お金がおりの部分に対してそれを施行するということ。

○下江洋行委員 このまとまった部分を間伐したいよって、まとまった面積ができて、山

主がいろいろとおっても、そういう合意ができてまとまれば、申請してこの税金を使って間伐がやれるという、そういう理解でいいと思います。

○澤田恵子委員 地主の申請をもってそれが可能になると。

○下江洋行委員 何の申請。

○澤田恵子委員 例えば、この地域をやってください。間伐をやってほしいという申請が出て。

○下江洋行委員 それは、森林課のほうに相談に行って、県の林務課と相談して、それでまとまった条件に満たす面積がまとまれば対象になる。

○澤田恵子委員 わかりました。

○山口洋一委員 やみくもに、わしのをやってくれていってできるわけではない。

○澤田恵子委員 そういうわけじゃないですね。個人でということですね。

○山口洋一委員 そういうふうに、今、下江委員が言われたように、みんな山があるけど、境界は、長田君、わからんじゃないかとかいうこともしなければいけないということも含めておるもので、なかなか進まないという。現況は、結構国道沿線沿いとかね、そういうところが多いんですよ。

○下江洋行委員 条件は、道路から100メートルのところね、そういう条件があったりするんで、そういうところを対象に、基本的には今までずっと間伐を進めてきたという。

○澤田恵子委員 ああ、そうですか。わからなくて申しわけなかったです。

○柴田賢治郎委員長 では、ほかには。

○山口洋一委員 決をとりましょう。

○柴田賢治郎委員長 では、自由討議を終了します。これより、採決します。

本意見書案を、今6月定例会に提出すべく議会運営委員会に提案することについて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、本意見書案を、今6月定例会に提出すべく議会運営委員会に提案することに決定いたしました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前9時29分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長